資料１－１

消食基第 281 号
令和７年４月 16 日

食品安全委員会事務局評価第一課長　殿
食品安全委員会事務局評価第二課長　殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
（公印省略）

令和７年度食品健康影響評価依頼等について

「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」（平成 17 年 11 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1128001 号別添の別紙１）に基づき、令和７年度の食品健康影響評価の依頼計画を、別紙１のとおり提出します。

また、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成 18 年６月 29 日付け府食第 542 号別添）に基づき、推定摂取量の試算を行い、暫定基準の見直し案について報告しているところですが、令和６年度に暫定基準を見直した動物用医薬品及び飼料添加物について、推定摂取量の試算結果等を別紙２のとおり報告します。

第 83 号
受 7. 4. 16 信
食品安全委員会事務局

別紙１

令和７年度食品健康影響評価依頼計画

消費者庁食品衛生基準審査課

１．食品健康影響評価の依頼の現状

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に係るポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年５月に 760 物質※1について、暫定的に基準値を設定した。また、年度毎に計画を立てて評価に必要な資料の収集及び整理ができたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価の依頼を行うこととしている。

令和７年３月 31 日時点では、暫定基準を設定した 760 物質※1のうち、これまでに 703 物質について評価を依頼し、そのうち 585 物質については評価が終了している（別添１参照）。

２．暫定基準見直しの基本的な考え方

食品健康影響評価の依頼を行っていない 57 物質のうち、現時点において資料を収集できているもの及び資料の有無を確認中のものが 47 物質（別添２の分類 1、2 及び 3）、資料を収集できていないものが 10 物質（別添２の分類 4）となっている。

前者については、食品安全委員会事務局と協議を行い、計画的に評価依頼を進めていくこととしている。なお、前者のうち農薬等として国内での登録、承認等がある物質については、農薬の再評価が進められていることも踏まえて、農林水産省と調整をした上で、食品安全委員会事務局と協議することとしている。

後者については、毒性や残留試験データだけではなく、使用実態についても情報収集に苦慮する物質が多いことから、資料の入手が困難である物質については、一律基準によるリスク管理措置の実施を検討するとともに、現在の暫定基準の妥当性について評価を依頼することも検討する。なお、一律基準によるリスク管理に移行する物質であっても、使用や残留が確認された時点で、リスク管理措置を見直すこととする。

３．令和７年度の食品健康影響評価依頼計画について

食品安全委員会事務局と協議中の 20 物質（別添２の分類１）のうち 17 物質※2については、国内での使用（食品として供される農畜水産物の生産における使用をいう。）がないことから、米国、カナダ、ＥＵ、豪州及びニュージーランド（以下「海外主要国」という。）における使用状況及び残留基準の設定状況等の確認、及び国際基準の確認等を行ったうえで、令和６年 12 月に海外主要国を含めた 52 か国・地域に対して、我が国の基準値に対する要望の有無を確認したところ、海外主要国から基準値維持の要望はなかったことを踏まえ、所要の手続きを進める予定である。

これら以外の物質については、上記方針に基づき対応を検討し、順次、評価依頼を行うこととする。

※1 平成18年５月時点の暫定基準は758物質であるが、暫定基準見直しの結果、一部で品目の統合や分割を行っており、現在の品目数に合わせて集計している。

※2 クロピドール、シアン化水素及びプロポキスルを除いたもの。

４．その他

リスク管理の観点から効果的な基準設定及び暫定基準の見直しができるよう、関係府省間で対応について協議させていただきたい。

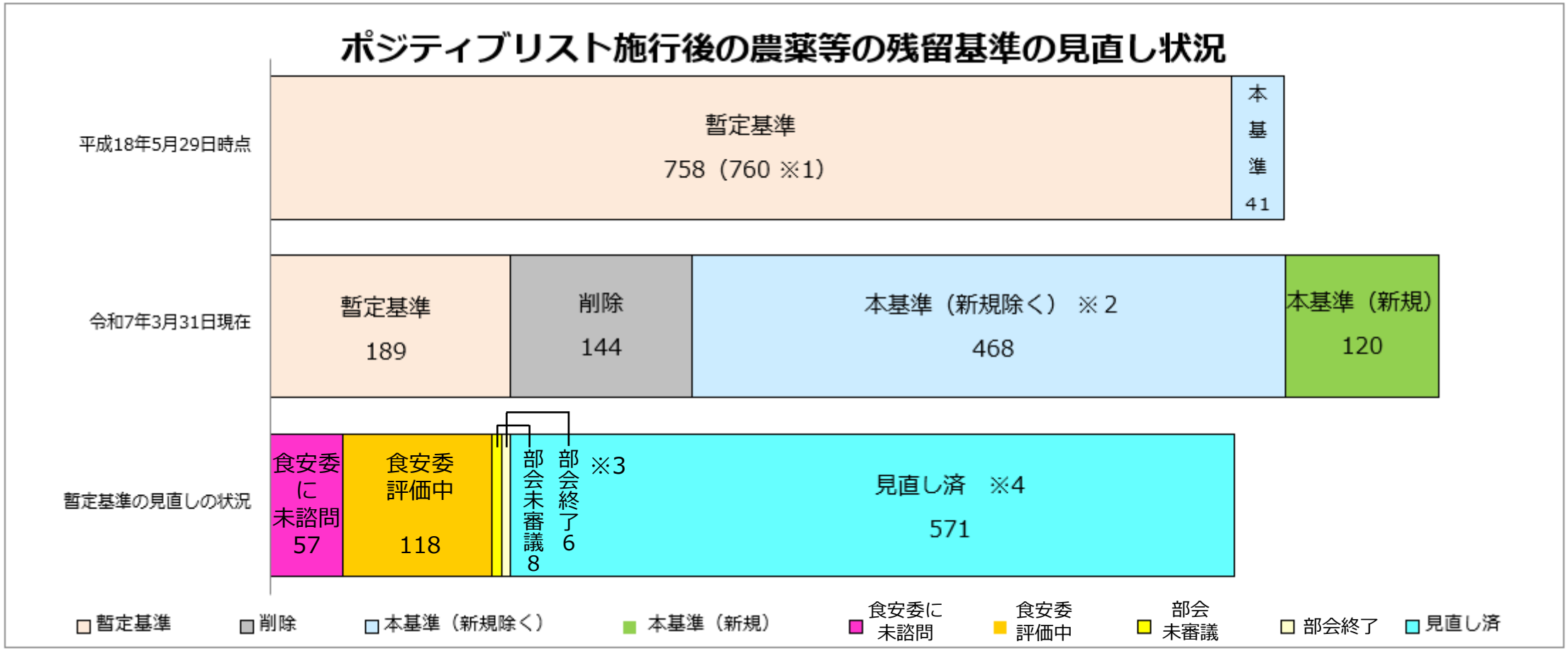

※１平成18年５月29日時点の暫定基準設定品目数について、品目の分割及び統合を考慮し、現在の基準設定品目数に合わせて集計すると760になる。なお、暫定基準の見直しの結果「ニトロフラン類」は「ニトロフラゾン」、「ニトロフラントイン」、「フラゾリドン」及び「フラルタドン」の４品目に、「ポリオキシン」は「ポリオキシンD亜鉛塩」及び「ポリオキシン複合体」の２品目に分割し、「アルジカルブ」及び「アルドキシカルブ」は「アルジカルブ及びアルドキシカルブ」に、「ピランテル」及び「モランテル」は「ピランテル及びモランテル」に統合した。グラフの中段及び下段は現在の基準設定品目数に合わせた集計である。
※２ 『本基準(新規除く）』は、ポジティブリスト制度導入後の新規品目の本基準を除く。
※３ 『部会終了』には、一度部会で審議された後、再審議を予定している品目を含む。
※４ 『見直し済』は、暫定基準見直しの告示済みのもの及び暫定基準見直しの結果、不検出基準を維持したものを含む。

別添２

暫定的に基準値を設定した評価依頼予定物質の内訳について

分類	物質数	内　容
1	20	食品安全委員会事務局と協議中
2	5	消費者庁で確認中（農薬等として国内登録・承認・指定があるもの）
3	22	消費者庁で確認中（農薬等として国内登録・承認・指定がないもの）
4	10	資料未入手

2025年3月31日現在

分類	番号	品目名	英名	主な用途	農薬取締法	医薬品医療機器法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国				
											米国	豪州	EU	カナダ	N Z
1	1	イソフェンホス	ISOFENPHOS	農薬・殺虫剤						○					
1	2	エトリジアゾール	ETRIDIAZOLE	農薬・殺菌剤					○				○		
1	3	オキサジキシル	OXADIXYL	農薬・殺菌剤								○			
1	4	オリザリン	ORYZALIN	農薬・除草剤								○			
1	5	キナルホス	QUINALPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤									○		
1	6	クロピドール	CLOPIDOL	農薬/動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤							○			○	○
1	7	シアン化水素	HYDROGEN CYANIDE	農薬・殺虫剤・殺鼠剤	○					○			○	○	
1	8	ジクロフルアニド	DICHLOFLUANID	農薬・殺菌剤				○		○					
1	9	ジフェニル	BIPHENYL	農薬・殺菌剤						○			○		
1	10	デメトン-S-メチル	DEMETON-S-METHYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤						○					
1	11	ニコチン	NICOTINE	農薬・殺虫剤									○	○	
1	12	ビオレスメトリン	BIORESMETHRIN	農薬・殺虫剤				○		○					
1	13	ピラクロホス	PYRACLOFOS	農薬・殺虫剤								○			
1	14	ブピリメート	BUPIRIMATE	農薬・殺菌剤								○	○		
1	15	フルミクロラックペンチル	FLUMICLORAC PENTYL	農薬・除草剤							○	○			
1	16	プロパキザホップ	PROPAQUIZAFOP	農薬・除草剤								○	○		
1	17	プロポキスル（プロポクスル）	PROPOXUR	農薬/動物薬・殺虫剤		○				○	○	○	○		
1	18	ブロモプロピレート	BROMOPROPYLATE	農薬・ダニ駆除剤				○		○			○		
1	19	ホメサフェン	FOMESAFEN	農薬・除草剤										○	
1	20	メタベンズチアズロン	METHABENZTHIAZURON	農薬・除草剤								○			
2	21	ジチオカルバメート	DITHIOCARBAMATES	農薬・殺菌剤・鳥忌避剤・鼠族忌避剤	○			○		○		○	○		○
2	22	トリクロルホン	TRICHLORFON	農薬/動物薬・殺虫剤		○		○	○	○	○	○	○		○
2	23	リン化水素	HYDROGEN PHOSPHIDE	農薬・殺虫剤・殺鼠剤	○			○							○
2	24	レスメトリン	RESMETHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤		○							○		
2	25	臭素（臭化メチル）	BROMIDE (METHYL BROMIDE)	農薬・殺虫剤	○					○			○		
3	26	1,2-ジクロロプロパン	1,2-DICHLOROPROPANE	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）											
3	27	1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン	1,2-DIBROMO-3-CHLOROPROPANE	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）											
3	28	1,2-ジブロモエタン	1,2-DIBROMOETHANE	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）									○		
3	29	2,4,5-T	2,4,5-T	農薬・除草剤						○			○		
3	30	DDT	DDT	農薬・殺虫剤						○		○	○		
3	31	イソプロツロン	ISOPROTURON	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）									○		
3	32	エンドリン	ENDRIN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤						○			○		
3	33	オルトフェニルフェノール (OPP)	2-PHENYLPHENOL	農薬・殺菌剤						○		○			
3	34	カプタホール	CAPTAFOL	農薬・殺菌剤						○					
3	35	クロロトルロン	CHLOROTOLURON	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）									○		
3	36	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤				○		○		○		○	
3	37	ダミノジッド	DAMINOZIDE	農薬・成長調整剤						○			○		
3	38	テルブチラジン	TERBUTYLAZINE	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）								○	○		
3	39	ドジン	DODINE	農薬・殺虫剤				○		○		○	○		
3	40	トリアジメホン	TRIADIMEFON	農薬・殺虫剤				○		○					
3	41	トリアレート	TRI-ALLATE	農薬・除草剤						○		○	○	○	
3	42	ビアラホス	BILANAFOS(BIALAPHOS)	農薬・除草剤											

2025年3月31日現在

分類	番号	品目名	英名	主な用途	農薬取締法	医薬品医療機器法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国				
											米国	豪州	EU	カナダ	ＮＺ
3	43	ピンドン	PINDONE	農薬・殺鼠剤											○
3	44	フェノプロップ	FENOPROP	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）											
3	45	ペンタクロロフェノール	PENTACHLOROPHENOL	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）											
3	46	ワルファリン	WARFARIN	農薬/動物薬・殺鼠剤・血液凝固抑制剤											○
3	47	二臭化エチレン	ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	農薬・線虫駆除剤・殺虫剤											
4	48	2,6-ジイソプロピルナフタレン	2,6-DIISOPROPYLNAPHTHALENE	農薬・成長調整剤							○				
4	49	オメトエート	OMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤				○		○					
4	50	キントゼン (PCNB)	QUINTOZENE	農薬・殺菌剤				○		○					
4	51	ビテルタノール	BITERTANOL	農薬・殺菌剤				○		○					
4	52	トリアジメノール	TRIADIMENOL	農薬・殺虫剤				○		○		○	○		
4	53	トリフルムロン	TRIFLUMURON	農薬/動物薬・殺虫剤								○	○		
4	54	ナプロパミド	NAPROPAMIDE	農薬・除草剤								○			
4	55	ヘキサクロロベンゼン	HEXACHLOROBENZENE	農薬・殺菌剤						○		○			
4	56	メトキシクロール	METHOXYCHLOR	農薬・殺虫剤						○					
4	57	二塩化エチレン	ETHYLENE DICHLORIDE	農薬・殺虫剤						○		○			

・参考情報として平成28年度時点にて登録や基準値設定がなされている農薬等について「○」印を付けた。

令和6年度に暫定基準を見直した動物用医薬品及び飼料添加物における推定摂取量の試算結果等

別紙２

改正日	品目	ADI（mg/kg体重/日）	推定摂取量の対ADI 比（%）								ARfD（mg/kg体重）	短期推定摂取量の対ARfD比（%）の最大値			備考
			国民全体（1歳以上）		幼小児（1～6歳）		妊婦		高齢者（65歳以上）			国民全体（1歳以上）	幼小児（1～6歳）	妊婦又は妊娠している可能性のある女性	
			TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI					
令和7年2月10日	動物用医薬品及び飼料添加物スルファキノキサリン	※													暫定基準の見直し
同上	動物用医薬品スルファクロルピリダジン	※													暫定基準の見直し
同上	動物用医薬品スルファジアジン	※													暫定基準の見直し
同上	動物用医薬品スルファジミジン	※													暫定基準の見直し
同上	動物用医薬品スルファジメトキシン	※													暫定基準の見直し
同上	動物用医薬品スルファドキシン	※													暫定基準の見直し
同上	動物用医薬品スルファメトキサゾール	※													暫定基準の見直し
同上	動物用医薬品スルファモイルダプソン	※													暫定基準の見直し
同上	動物用医薬品スルファモノメトキシン	※													暫定基準の見直し
同上	動物用医薬品スルフイソゾール	※													暫定基準の見直し

ADI：許容一日摂取量
ARfD：急性参照用量
TMDI：理論最大一日摂取量
EDI：推定一日摂取量

※ADIは設定されていない。食品健康影響評価にて「現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度」と評価され、基準値を維持した。